



新庁舎の幕別町議会議場において

国旗・町旗並びにアイヌ文様壁掛けの掲揚を求める陳情書

平成27年11月19日

幕別町議会議長 芳澤 仁様

陳情者

幕別町字日新34番地の482

伊東 昭雄



本町においては来年には新庁舎が完成される予定であり、また平成18年2月に忠類村と合併して10年を迎えます。

現庁舎の議場では、国旗・町旗が掲揚されておりませんが、合併前の旧忠類村の議場では国旗・村旗を掲揚してきた経緯があります。忠類地域の方の心情や思いを十分汲み取り、応えていくべきであり、新庁舎完成を契機に掲揚していく事が当然望ましいと考えます。

また、平成11年には「国旗及び国歌に関する法律」(国旗国歌法)が制定・施行され、今まで慣習として定着してきた日章旗、いわゆる「日の丸」は改めて国旗であると法律で定められました。

自國の国旗に対する敬意と誇りを持つことは世界の常識であり、国民として当然の義務であります。今後ますます国際化する社会や世界の中で、自國に誇りを持ち、自國とともに他国やその象徴である国旗を尊重する国際感覚を養っていくことは

極めて重要なことです。

また、幕別町の歴史をふりかえり、アイヌ民族の文化を尊重し、それを未来につないでいくことが、これから町づくりに極めて大切であると考えます。今や先住民族を大事にし尊重することは世界の流れであります。かつて本町白人アイヌ出身の吉田菊太郎氏は中期にわたり町議会議員を務め、アイヌ文化保存に心血を注ぎ、私費で蝦夷文化考古館を建設したことはまさに本町の誇りであると思います。

私は国家の根幹をなす国旗や民族を心から誇りに思いい、アイヌ文化を尊重する町議会であって頂きたいと考えます。

以上のことから、新庁舎の議場において国家・国民の象徴である「国旗」、そして幕別町・町民の象徴である「町旗」、並びにアイヌ文様の壁掛けを掲揚して頂きたく、幕別町議会に陳情いたします。